

錦川漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、錦川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第2号第5種共同漁業権（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ふな、はや、ます及びかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁区域)

第2条 この規則で定める漁場の区域は次の表に掲げる区域とする。

遊 漁 区 域	
次の点AとBとを結んだ線及び点CとDとを結んだ線から上流及び点EとFとを結んだ線から下流の錦川及びその支流の区域。	
点A	岩国市門前町門前川河口右岸に設置した標識
B	岩国市三角町一丁目東新開作護岸南東端に設置した標識
C	岩国市今津川河口右岸に設置した標識
D	岩国市今津川河口左岸に設置した標識
E	岩国市美川町根笠と同市四馬神との錦川右岸における境界点に設置した標識
F	岩国市美川町南桑と同市四馬神との錦川左岸における境界点に設置した標識

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第3条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付し、承認を得なければならない。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
たも網	径0.8m以下
籠	1人20個以下
延縄	1人3張以下

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで 但し生見川・下畑川・渋前川・根笠川は 6月15日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	4月1日から12月31日まで
はや	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで

ます類	3月1日から8月31日まで
かに	1月1日から5月31日まで 8月1日から12月31日まで

2 前項の公表は組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域において、ウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区 域	ウ 期 間
あゆ	1 錦帯橋下流端から下流200mまで 2 愛宕橋下流端から下流今津川大正橋下流端から下流100mまで 3 門前川堰堤下流端から下流100mまで 4 岩国市美和町西畑字寺畑 438 番地の1に設置した標識から下流40mまで	9月20日から11月10日まで
はや	1 岩国市下(北河内)行波橋下流端から下流500mまで 2 御庄川思案橋下流端から上流150mまで	4月1日から6月30日まで
ます類	全 域	9月1日から翌年2月末日まで
うなぎ	全 域	1月1日から3月31日まで
かに	全 域	6月1日から7月31日まで

2 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄に掲げる区域内において、エ欄に掲げる期間、遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間
漁業権に基づく全魚種	全ての遊漁の方法	今津川堰堤から下流10mまで 門前川堰堤から下流10mまで	周年
	竿釣を除く全ての遊漁の方法	今津川堰堤下流10mから大正橋の下流10mまで 門前川堰堤下流10mから100mまで	周年

3 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁券販売所に掲示して行うものとする。

(全長等の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
こい	全長25cm以下
うなぎ	全長30cm以下
ふな	全長15cm以下
ます類	全長15cm以下
かに	殻長 4cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとにイ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄に掲げる区分及びエ欄に掲げる期間ごとに、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は遊漁料は無料とし、肢体不自由者(2級以上)

の場合には、オ欄に掲げる額の半額とする。

また、次項のただし書きの方法により納付するときは、オ欄に掲げる額に 1,000 円を加算した額とする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 漁業者の区分	エ 期間	オ 遊漁料(円)
あゆ、こい、ふな、 ます類、うなぎ、 かに、はや	竿釣 手釣 たも網 延縄 籠	大人	1日 1年	2,000 8,000
		中学生	1日 1年	1,000 4,000
こい、ふな、ます類、 うなぎ、かに、はや	竿釣 手釣 たも網 延縄 籠	大人	1日 1年	1,000 4,000
		中学生	1日 1年	500 2,000

- 2 遊漁料は、錦川漁業協同組合事務所（岩国市多田3丁目108番地の9）及び組合が指定する沿線各商店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 前項で指定する納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第3条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者が遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯し、かつ、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、全ての漁場の区域において、河床を人工的に変える一切の行為をしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関し遊漁者に対して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。